

# 農政時流

宮城県農業会議 会長 森谷 尚生 書

第4号/平成16年5月31日発行

宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL/022-275-9164

E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

## < 主な内容 >

- |   |                              |   |                                   |
|---|------------------------------|---|-----------------------------------|
| 2 | 宮城県農業会議第67回通常総会              | 5 | 蔵王町「多彩な農業振興に尽力」<br>～担い手確保と農年加入推進～ |
| 3 | 主張「消費者が求める米」                 | 6 | 農業経営の法人化をこうして進める②                 |
| 4 | 「食料・農業・農村基本計画」の<br>見直しで意見を提出 | 7 | 農業者年金のページ                         |

## 田植えにチャレンジ!!



5月11日、仙台市の長命ヶ丘小学校5年生（55名）が、泉区の認定農業者・早坂幸也さんの水田で「ひとめぼれ」の田植えを体験した。

これは、仙台市認定農業者連絡会（二瓶幸次会長、会員155名）が今年から市内の小中学校に出前する「子ども農業講座」を体験学習の授業に取り入れたもの。

田植機に試乗したり、ぬかるみに足をとられながらも、元気に田植えに挑戦した。

「1つの苗からどの位の米がとれますか」、「米作りで苦労することは何ですか」等の質問が出されたほか、学校では土を入れて持ち帰ったバケツに苗を植え、生育状況を観察する。

秋には楽しい稲刈りと試食が待っている。

## 宮城県農業会議 第67回通常総会

## 農業委員会と協力し、目に見える活動を

宮城県農業会議第67回通常総会が3月24日、仙台市のJAビル宮城において開催された。

「農業委員会だより」コンクール表彰の後、農業会議の支部を廃止する会則改正のほか、平成16年度事業計画及び収支予算などが可決された。また、今年度から本格化する米政策改革と農業委員会系統組織とのかかわりについての申し合わせ決議が満場一致で採択された。



総会は、会長の「これまでの業務を真摯に反省し、組織・活動改革を進めながら本県農業の再建に努める」との挨拶に続き、知事代理の仙石多賀夫産業経済部次長、渡辺和喜県議会議長、庄子喜豊JA中央会副会長の祝辞の後、平成14年度事業報告と収支決算、平成15年度予算の変更、会則の一部改正、平成16年度事業計画及び収支予算など8議案が審議・可決された。

審議では、市町村合併で広域化する農業委員会委員の上限定数40名について、特例として増員できる措置を国へ働き掛けるよう要望がだされた。

承認された主な内容は、次のとおり。

### 1 宮城県農業会議の会則及び規約の一部改正

県の各産業振興事務所及び地方振興センター管内毎に置かれていた農業会議の支部を市町村合併などの情勢変化への対応と、本会業務の効率化・組織の簡素化のため、廃止することとした。

### 2 平成16年度事業計画（要約）

#### (1) 基本方針

農業委員会との協力関係を一段と強化し、「米政策改革」や「市町村合併」及び農地や担い手に重点を置いた事項を推進する。

#### (2) 平成16年度重点事項

##### ① 農政活動

- 1) 認定農業者等、現場の声を代弁した建議や提案
- 2) 農業会議50周年記念式典の開催
- 3) 農地価格等を巡る諸課題の検討

#### ② 経営・構造対策

- 1) 米政策改革に関する意見の公表・提案
- 2) 認定農業者の経営改善に向けた支援
- 3) 法人化の支援・指導
- 4) 遊休農地・無断転用・産廃対策の検討
- 5) 株式会社の農地取得等の問題に関する対応
- 6) 農業者年金加入推進啓発活動

#### ③ 農業委員会への協力

- 1) 「地域農業再生運動」成果の取りまとめ
- 2) 農業委員会の研修・講習会
- 3) 全国農業新聞・全国農業図書の普及
- 4) 市町村合併に伴う課題への取り組み

#### ④ 組織・活動

- 1) 関係団体等との連携のあり方検討
- 2) 農業会議組織・業務の見直し

### 3 平成16年度収支予算

単位：千円

収入		支出	
補助金	81,017	経常費	85,934
拠出金	20,905	業務費	19,944
受託費等	13,966	受託費等	10,010
計	115,888	計	115,888

総額で前年度1%減額の予算となった。

### 4 申し合わせ決議（要約）

「地域水田農業ビジョン」の意義や内容を農業者に周知徹底する活動と、担い手への支援、農地利用調整活動の推進を申し合わせた。

デフレ不況、少子高齢化、貿易自由化及び行財政改革の中、本県農業及び農業委員会を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている。

このため、平成16年度の実業計画は、事前に農業委員会連合会長、事務局長など関係者の意見を集約して取りまとめたもので、「米政策改革」など当面の課題を軸に本県農業の再建のため、重点事項を目に見える活動として精力的に実施することとしている。

（佐藤 雄一）

## 《おめでとうございます》

本会関係者で、このたび春の叙勲を受章されたのは、次の方々です。

旭日双光章

旭日単光章



眞籠吉郎氏

宮城県農業会議副会長



岩淵徳義氏

元栗駒町農業委員会会長  
元宮城県農業会議常任会議員

## 「地域水田農業ビジョン」の実現に向けて

農業委員会は、(1)米政策改革の周知徹底と農業者の意識改革、(2)担い手の明確化と育成方策の作成、(3)担い手への農地利用集積計画の作成、(4)産地づくり交付金の活用方法の提案等、認定農業者等担い手の経営ニーズを踏まえた支援の一翼を担当していくこととなります。

県内のビジョンの策定に次のような事例があり、参考になると思いますので概要を紹介します。

### 〔事例－1〕水田利用のシステム化（桃生町）

- ほ場整備地区（整備水田 1,600ha、整備率 86%）について 10 組織、1 法人に麦・大豆生産の全てを集積し、また、水稻基幹作業を集積する。（収穫作業は過半を集積。全て J A による一括作業契約、カントリー・エレベータの活用により規模拡大を支援。）
- ビジョンが目指す担い手の育成方向
  - (1) 生産組織を組織経営体（数戸法人）へと育成する。この組織経営体と個別経営体の体質強化によって担い手を確立する。〔農業法人化推進活動の結果、4月1日、牛田、高須賀の両地区に2法人（農業生産法人）を設立。〕
  - (2) J A は現行の一括作業契約方式から段階的に、農地保有合理化事業による一括利用権設定を推進する。

### 〔事例－2〕担い手の主体的参画によるビジョン作成（角田市）

- 平成12年に地域農業のシンクタンク機能、アグリビジネス推進を目的に・角田市農業振興公社を設立している。
- 今回のビジョン作成は公社が事務局となり、認定農業者、生産組織リーダーが中心となって「いのちと環境にやさしい農業の里」を目指すビジョンを作成した。

（栗野 一男）

## ～主張～

### 「消費者が求める米とは」

（米穀類販売業）

株式会社スズノブ

代表取締役

にし じま とよ ぞう  
西 島 豊 造



〔住所：東京都目黒区中根 2-1-15〕

〔URL：http://www.suzunobu.com/〕

初めて店に来る方のほとんどが「一番美味しいお米はどれ？」と質問してきますが、本当に返事に困ってしまいます。なぜなら、どのような味を美味しいと言っているのかが分からないからです。

お米には「味（旨味）・粘り・柔らかさ・香り・ツヤ（見た目）」の5項目の特徴があり、これらのバランスで美味しさが決まります。そして、この5つのバランスが良いと言われているのが『コシヒカリ』なのです。

「ならば『コシヒカリ』を作ったほうが売れるのでは」と思うかもしれませんが、『コシヒカリ』と同じバランスを持っている品種は日本には沢山あります。それに、現実問題として、消費者には5項目のバランスなど関係ないことなのです。

現在の消費者が求めているものは、「もっと粘りがあるご飯が食べたい」「食感のシッカリとしたご飯がいい」「甘味のあるご飯が好き」「シットリとしたご飯が好き」「モチモチとした食感が好き」「ベタベタにならないご飯がいい」など、際立った特徴を求めていたり、「チャーハンが好きだから、パラパラになる米がほしい」「お寿司に合うお米はどれ」と、料理に合わせてお米を選ぶように、明らかに5項目のバランスは崩れているものの、特徴や違いがハッキリとわかるお米なのです。

分かっていただけだと思いますが、消費者が求めているものは、『猫も杓子もコシヒカリ』ではなく、一生懸命に育て、秋には栽培履歴も公開し、胸を張って「今年のお米は、こんな特徴と美味しさを持っていて、他の産地や品種とは、こんなところが違う」とハッキリいえるお米なのです。

宮城全域でそれができるのであれば、『ササニシキ』も、『ひとめぼれ』も『まなむすめ』も、消費者は必ず受け入れてくれます。

## 「食料・農業・農村基本計画」の見直しで意見を提出

食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画）は、農業・農村をめぐる情勢の変化や施策評価を踏まえて、概ね5年ごとに見直すことになっています。現在の基本計画は平成12年3月に閣議決定されたものですが、昨年12月に食料・農業・農村政策審議会（会長：八木宏典東京大学大学院教授）が亀井農林水産大臣から見直しの諮問を受け、平成17年3月の新たな基本計画策定に向けて、審議会企画部会で議論が行われています。

この見直しに当たっては、系統組織として提案していくことにしており、2段階で意見を取りまとめることにしています。今回の第1段階では、審議会での検討のため方向性がまだ明確になっていないことから、本会としても、従来、国に要請・要望してきている点を調整し、基本的な考え方として全国農業会議所に提出しました。

全国の意見を受けて5月26日の全国農業委員会会長大会において、見直しに関連した政策提案が決議されました。

第2段階については、論点が整理された9月から10月にかけて農業委員会段階で検討を行うとともに、農業経営者からの意見聴取、農政対策委員会、代表農業委員会事務局長会議でも検討を加え、常任会議員会議で決定することにしています。

組織検討に当たっては、農業委員会系統組織に関わる農地並びに経営問題に関する従来の取り組みや主張を踏まえ、以下の点を中心に意見集約を進める予定としています。

- (1) 意欲ある担い手が農村現場で希望と誇りと自信を持てる基本計画の策定（目標年、食料自給率・農地面積、構造展望及び経営展望の位置づけ）
- (2) 食の安全・安心の確保を基本とした食料政策の確立（食育）
- (3) やる気のある担い手への施策の集中をはじめ、経営政策の体系的な確立（品目横断的政策／対象経営、対象作目、仕組み）
- (4) 優良農地を守り、農業構造改革を実現し得る担い手・農地制度の確立（担い手の明確化と支援施策、特区の全国展開、多様な土地需要への対応、耕作放棄地対策）
- (5) 多面的機能の発揮を踏まえ、都市住民にも開かれた快適な地域づくりの推進（農業環境・資源保全政策のあり方／中山間地域直接支払制度）

特に、「担い手・農地制度改革」が主要検討課題

の一つとされていますが、農地制度は、わが国農業と食料を守り、農村地域社会の健全な発展を図る根幹的な制度です。農業生産法人要件のさらなる緩和、特区の全国展開の検討に当たっては、慎重の上にも慎重を期す必要があると考えています。  
(栗野 一男)

## 認定農業者との意見交換会

1月から3月に、17市町村農業委員会で各々認定農業者との意見交換会が行われました。

これらの意見交換会には、認定農業者210名、農業委員・市町村農政担当者など約400名が参加しました。

認定農業者からは、資金、税務、土地改良などに対して様々な意見が出されています。

稲作経営者にとって、米政策改革が進められるこれからの3～4年が特に重要な時期であり、中でも地域水田農業ビジョンについては、「小規模農家への助成がなくて生産調整が達成できるのか」、「認定農業者が高齢化し農地集積目標が達成できるのか」等の意見や、農業委員会をはじめ行政や関係団体の指導・支援を強く望む声が多数ありました。

また、意見交換会とは別に実施した認定農業者へのアンケート調査では、46の農業委員会から1,525名（稲作905、園芸315、畜産244、その他61）の回答が寄せられています。

### <アンケート項目の多数回答>

<b>1 直面する課題（複数回答）</b>	
(1) 生産面	
・生産資材が高い	81%
(有効回答数1,419名のうち1,154名)	
・ほ場が分散し作業効率が悪い	62%
(有効回答数1,465名のうち907名)	
(2) 経営面	
・農業所得が昨年より減少	82%
・自己資本の蓄積ができない	75%
・流通、販売コストが高い	65%
<b>2 担い手・農地制度の見直し</b>	
(1) 認定農業者の要件等	
・見直すべき	74%
うち 集落・地域で認められた者を認定すべき	(14%)
・現行の仕組みでよい	18%
(2) 株式会社一般が農業参入した場合	
・自分の経営の脅威となる	59%
・自分の経営には影響がない	20%

(森下 純一)

「多彩な農業振興に尽力」～担い手確保と農業者年金加入推進～

蔵王町農業委員会



独自発行の「農業者年金だより」

蔵王町では、  
 水稻を中心に果樹（梨・梅・スモモ・リンゴ等）、  
 花き、野菜（つるむらさき・大根・里芋・イチゴ等）、  
 畜産など、  
 主に複合経営による多彩な農業が行われています。

い手確保では、農業委員自身も多彩な農業に取り組んでいる経験を活かし、後継者等にそのノウハウを伝授したり、経営を学んでもらうため、青色申告の普及等を行っています。また、農作業の受託者に町単独事業で助成金を交付する制度を、農業委員会が働きかけて平成3年に創設し、農業者から喜ばれています。

農業者年金については、農業委員会独自で「農業者年金だより」を年2回発行するとともに、5人の農業者を「農業者年金加入促進員」として委嘱し（任期3年間）、戸別訪問を行って貰っており、昨年度は8人が新規加入しました。本年度もさらに働きかけていくそうです。

「表だって特別なことはしていませんよ」と佐藤長成会長は話されましたが、これからは、蔵王ならではの自然環境や温泉などの豊かな観光資源を利活用した農業振興を図っていくため、農業委員会活動を積極的に進めていくとのことでした。

（森下 純一）



「地域の担い手を目指す，鈴木ファーム」

若柳町：鈴木 総司 さん（29歳）

家族構成：本人，妻，父，母，祖母  
 経営内容：水稻 370a，作業受託 130a，繁殖牛 20 頭，肥育牛 20 頭  
 地域活動：町肉牛改良組合支部長，JA青年部支部長，  
 栗原農業情報研究会副会長，栗原郡家畜人工授精士協会理事



若柳町の認定農業者の中でも一番若く、地域の後継者としても期待される総司さん。

平成14年9月に農村青少年クラブ活動で知り合った幸恵さんとゴールイン。次代を担う後継者が期待されます。

鈴木ファームは、部門ごとの責任分担制をとって家族一丸となった経営を展開し、法人経営を目指しています。

総司さんは、平成11年、大学卒業と同時に就農しました。これまでの水稻+肥育牛の複合経営に繁殖部門を取り入れ、種雄牛には「茂勝」を主体に、その子で今年デビューした「勝緑」を加え、1年1産を目標に、肉用牛の一貫経営（改善計画：繁殖30頭、肥育50頭）に向け取り組んでいます。

父は稲作部門を担当し、平成9年から異常気象を踏まえた晩期栽培に取り組み、昨年の冷害時には減収を極力抑えられ、今年の田植えも5月20日から始めました。

一方、母は減農薬・有機栽培の米や野菜などを生産している地域の仲間と、こだわり農家レストラン「四季味」を近くで開店し、消費者へ安全で安心できる食材を提供しています。

また、総司さんは、栗原農業情報研究会の副会長として、郡内の仲間とパソコン簿記に取り組むほか、インターネットを使った販売を現在検討しているなど、経営展望の夢は広がっています。

（小松 和明）



## ワンポイント・レッスン ～農業経営の法人化をこうして進める②～

今回は、農業法人を設立するための手順について説明します。

農業法人は有限会社形態を中心に年々増加しています。県内では、241（平成16年4月1日現在）の法人が設立されていますが、内訳は、有限会社173法人（71.8%）、農事組合法人59法人（24.5%）、株式会社7法人（2.9%）、その他2法人（0.8%）となっています。部門別では、稲作58法人（24%）、野菜37法人（15%）、養豚37法人（15%）、酪農19法人（8%）、養鶏17法人（7%）、肉牛15法人（6%）などとなっています。

### 1. どのような形態の法人を選択するか

法人化を進める場合、法人形態の選択は重要なポイントです。会社法人にするのか、組合法人にするのか。また、家族経営をそのまま法人化するのか（1戸1法人）、仲間と一緒に企業的な農業経営を展開する法人を設立するのか（数戸法人）。さらに、中山間地域や担い手不足の地域では集落ぐるみでつくる集落営農法人が考えられます。

どのような法人にするかは、家族や仲間、地域の事情や資金の準備など、現時点だけの状況で判断せず、規模拡大や加工事業など将来の経営計画を十分検討した中長期的な視点が必要です。

### 2. 定款の内容は将来を見越して十分検討を

法人の形態が決まれば、いよいよ設立に向けて準備を進めます。まず、法人設立事前協議として、農業委員会や地域農業改良普及センター、農協などと相談することが必要です。法務局で類似称号の調査をし、法人名をどうするか検討します。法人としての事業計画等を策定し、法人の憲法ともいえる定款の記載内容を十分検討します。会社法人の場合、公証人役場で、定款の認証が必要です。

次に、法務局へ登記手続をする場合、金融機関への出資金の振込みが必要となります。資本金の額は、有限会社は300万円以上、株式会社は1,000万円以上、農事組合法人は出資額の制限はありません。

また、農地利用の農業生産法人は、農地法の許可や農業経営基盤強化促進法の手続が必要となりますので、農業委員会等に事前に相談するとよいでしょう。

### 3. 法務局で登記申請、関係機関へも届出

法務局への法人設立登記申請により法人手続は

完了です。法人設立に当たっては、定款の認証代、印紙代、登録免許税等のほか、司法書士などの専門家に依頼する費用を含めると20万円～35万円程度の費用が必要です。法人が正式に発足した日から2か月以内に諸官庁への届出が必要です。登記簿謄本と代表取締役の印鑑証明書を取得し、必要な書類とともに税務署や労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所、市町村・農業委員会などの関係機関に提出します。

農業委員会は農業生産法人台帳を作成・整備し、農業生産法人の運営を支援してくれます。

届出に必要な書類は各機関で確認してください。

（伊藤 次郎）



## ときのことば



「多面的機能」とは

WTO農業交渉で日本の主張の一つとしてよく取り上げられる「多面的機能」とは、国土・自然環境の保全や水源の涵養など、農産物の供給以外に農業や森林などが持っている多くの大切な機能のことをいいます。

多面的機能は、一般に、その価値がわかりにくい面があります。農林水産大臣から諮問を受けた日本学術会議の評価によれば、貨幣としての評価が可能なものだけを合計しても農業で約8兆円/年、森林で約70兆円/年となります。〔本県が独自に試算したところによると、農業・農村で2,287億円（県民1人当たり約10万円相当）と評価されています。〕

このように大切な機能を維持していくためには、農林業の持続的な発展と、その基盤である農山村の振興を図るための施策が重要なポイントになると言われています。

## 全国農業新聞

〔毎週金曜日発行（月4回）・年間7,200円〕

全農業委員1人・1年・1部拡大運動を推進しよう!!

## かけはし

矢本町農業委員（会長職務代理）

へん み よし まさ  
邊 見 儀 政 さん

☆経営内容

水稲 3.2ha

ハウス 2,000 m<sup>2</sup>

（水耕サラダレタス、

年間出荷 25t）

☆就任回数：現在2期目（選挙）



矢本町には160名の認定農業者がおります。昔から園芸が盛んな土地柄ですが、町の積極的な支援もあり、「施設園芸」への取り組みが増えています。

私は、消費者の動向に機敏に対応するとともに、生産する農作物全てについて責任を持つことが農業経営者の務めと思っています。生産者の責任ある対応が消費者との信頼関係を築き、地域農業の発展に寄与することにつながるからです。

また、農業委員として、本町の農業振興や農地の適正管理など、多様な課題に取り組んでいくため、多くのことを学び、農家の代表として提言していくよう努めたいと考えております。

## 年金相談Q&A

農地の交換について

問：5年前に、息子（農業専業）に使用貸借で経営移譲して加算付き年金を受給しています。

このたび、第三者のA氏（会社勤めしている兼業農業者60歳）から農地交換の申し出がありました。息子に貸している52aの田（計2筆）について、A氏の所有している50aの田（1筆）と所有権移転での交換をしてほしいというのです。息子も農地が団地化され、作業しやすくなることから、交換に賛成しています。

しかし、私は年金受給の際、農業委員会より加算付き年金受給について次のような説明を受けました。

- ① 60歳未満の専業農業者に経営移譲することにより、加算付き年金が受給できること
  - ② 経営移譲後、移譲した農地を息子から返還された場合、返還目的によっては経営移譲年金が支給停止になることがある
- ということでした。

会社勤めで、しかも60歳のA氏と、農地の交換をした場合、私の加算付き経営移譲年金は

支給停止になりますか？

答：5年前に息子さんに使用貸借により経営移譲した農地は、農業者年金の制度上、「第2種加算対象農地」の取り扱いになり、年金受給の際に農業委員会から説明を受けたとおり、経営移譲を受けた息子さん以外の者が耕作すると、支給停止になることがあります。

しかし、今回ご相談の「農地交換」については、交換のため息子さんより返還を受けた農地に対し、交換取得する農地面積が8割以上あることが必要です。取得した農地を、息子さんに貸し付ければ（10年以上）、支給停止にならず、引き続き加算付き経営移譲年金を受給できます。また、農地交換の相手が、A氏のような会社勤めで60歳以上でも、問題ありません。

ただし、農業者年金基金へ、農地交換したことの届出が必要ですので、ご注意ください。

「第2種加算対象農地」とは

加算付き年金を受給するために、国年1号の後継者（年間150日以上農業従事）に使用収益権の設定をした農地。加算付き受給かつ特定処分対象農地であるため、当該後継者のみが耕作者であることとされています。

お忘れなく  
（農業者年金受給者の皆様に）

重要



6月は現況届の提出時期です

郵送される「現況届」は、受給者が引き続き経営移譲年金または老齢年金を受給する資格があるかどうか、毎年1回確認するものです。

同封されている現況届用紙の「受給権者」の各欄に自ら記入し、6月30日までにお住まいの市町村農業委員会へ提出してください。

提出されないと、年金の支払が差し止められますので注意が必要です。

また、住所が変更になった方は、現在の住所内で住所変更手続が必要です。変更手続がされないと「転居先不明」「転送期間終了」となり、次の現況届が届かなくなります。

記入方法など不明な点については、農業委員会にお尋ねください。

（森下 純一）

農年広報誌「のうねん」をぜひお読みください!!

（年6回発行・年間1,740円）



お申込みは市町村農業委員会・県農業会議まで

## お知らせ

## ○ 農業委員会法の改正案が国会で成立

農業委員会法改正案が4月22日(木)の衆院に続き、5月19日(水)の参院本会議で可決・成立しました。

## ○ 県選出国會議員への要請活動と全国農業委員会会長大会

5月26日(水)に東京都の日比谷公会堂で開催され、「基本計画」の見直しに向けた経営政策の確立と農地制度改革に関する政策提案等について協議、要請を行いました。

## ○ 市町村農業委員会新任職員研修会

6月17日(木)・18日(金)に仙台市内の土地改良会館で開催し、組織活動、農業委員会業務全般について研修を行います。

## ○ みやぎ農業見聞のつどい

6月20日(日)に石巻地方の新規参入農業業者等3戸を視察します。これから宮城県内で農業

を始めたい人15名を募集しています。参加経費は無料。申込・お問い合わせは6月10日(木)までに(財)みやぎ農業担い手基金(電話番号022-64-8238)へ。

## ○ 市町村農業委員会情報事業担当者会議

6月23日(水)に仙台市内のバレス宮城野で開催します。全国農業新聞・全国農業図書の事務処理や普及活動をどう進めるか、農業委員会だより発行等の情報活動について協議します。

## ○ 第29回宮城県農業者年金協議会通常総会

6月29日(火)に仙台市内のホテル白萩で開催します。

===「農政時流」読者の声募集===  
これからの紙面づくりの参考とさせていただきますので、紙面へのご感想をお寄せください。

F A X 022-276-3899

E-mail 04miyagi@nca.or.jp

## オフ・タイム



すずき とにお 監査委員(川崎町農業委員会会長)



趣味の旅行は、昭和45年に釜房ダム建設の移転で結成された「釜房ダム親睦会」がきっかけ。以来30年以上全国各地を巡り、一番遠い沖縄県さえも5回目という旅の達人！仲間の皆さんもお年頃で健康上の理由から全員集まらないのが悩みだとか。57年連れ添ってきた奥様といつも一緒に出かけられているのが夫婦円満の秘訣ですね。

あわの 野 かずお 農政部長



宮城弁の辛口ジョークが利いている粟野部長は、おコメの味には「超」うるさいこだわりの粹人。休日の早朝に塩釜港界隈でよく目撃されるのは釣船「丸洋丸」の常連のためで、実は南郷町民です。

クリスマスがお誕生日で、クリスマスケーキでお祝いされるのが不満だとか。ご本人曰く「繊細な神経が束になっている」お人柄ですが、女性には優しいですよ。(井澤 香子)

## 編集後記

今年から「米政策改革」が実施されます。

生産者自らの創意工夫を活かせる制度とのことですが、取り組みの責任も生産者にあります。

私達は、早急に制度を理解する努力をすべきであると思います。賽は投げられており、米の販売等には市場原理が導入され、売れない米も過剰生産も自らの責任、との制度です。

さらに、平成17年3月の計画変更に向けて、「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業も進められています。「都市と農村の共生」、「環境・農地・水保全」、「担い手農地制度」、「認定農業者への支援」、「食の教育」等々とあり、農業政策の大改革計画のようです。

理解するまでには時間がかかりますが、「農政時流」や全国農業新聞などを通して、皆様方のご指導をいただきながら研さんを重ね、農家の皆様のお役に立てるよう努力をして参りたいと思っています。

本年度第1号をお届けします。

読者の皆様のご意見、ご批評をお待ちしております。

編集委員(6号会議員) 芳賀よみ子